

ジャドママークの使用に関する規則

(総則)

第1条 公益社団法人日本通信販売協会（以下「本会」という。）は、本会のシンボルマークであるジャドママークの使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本規則は、ジャドママークに関する運用及び使用方法を定め、本会の名義及びジャドママークを広く一般消費者に周知することにより、悪質な非会員との差別化を図るものとする。

(使用資格)

第3条 本会の会員のうち、正会員のみがジャドママークを使用することができる。

- 2 正会員は、正会員の権利を取得し、本会事務局よりジャドママークの清刷を送付されたときからジャドママークを使用することができる。
- 2 賛助会員は、ジャドママークを使用することができない。

(使用範囲)

第4条 正会員は、通信販売の広告媒体にジャドママークを使用することができる。

- 2 正会員は、ジャドママークを広告媒体以外に使用することができない。
- 3 正会員は、事務局より送付するジャドママークの清刷または、ジャドママークのデータファイルからロゴを正確に複写し、原則として「公益社団法人日本通信販売協会会員」との文言と一体化して使用することとする。
- 4 正会員は、ジャドママークの使用に際して、本会へ届け出た正式な事業者名を列記するものとする。
- 5 本会は、ジャドママークの使用に関して別に遵守事項を定めることができる。

(表示の制限)

第5条 ジャドママークの使用に際しては、会員であることの表示以外は認められないものとする。ただし、本会が特に付記する文言を依頼したときはこの限りではない。

- 2 正会員は、商品、権利及び役務や広告内容等を本会が認定を与える、または保証するような表現を用いるなど、一般消費者に対して誤認、誤解を与えるおそれのある表現をしてはならない。

(使用停止)

第6条 本会を退会した者は、速やかにジャドママークの使用を中止し、ジャドママーク

に関する資料を本会に返還しなければならない。

- 2 会員資格の停止処分を受けた正会員は、速やかにジャドママークの使用を中止し、資格停止期間中はこれを使用することができない。

(使用状況の調査)

第7条 本会は、会員によるジャドママークの使用状況について、本規則が遵守されているか、調査することができる。

2 会員は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由もなく、これを拒んではならない。

3 本条1項の調査によって、本規則の違反があったときは、会員は本会の指示に従わなければならない。

(条項の解釈)

第8条 本規則について解釈上疑義が生じたときは、本会と会員が協議の上、決定する。

ただし、協議が整わないときは、会員は本会の意見に従わなければならない。

付則

- 1 ジャドママークに係る商標権等の権利は、本会が保有している。
- 2 本規則は、平成18年4月1日より実施するものとする。

[第4条第4項に基づき定める遵守事項]

正会員は、ジャドママークを使用するときは、事務局より送付された清刷からロゴを正確に複写して使用するとともに、次の事項を遵守するものとする。

- 1 ジャドママークは、一般消費者向けの通信販売の広告媒体にのみ使用すること。
- 2 清刷の最小サイズより下の級数に、原則として縮小して使用しないこと。
- 3 広告のレイアウト及びスペース上の制約により、清刷に例示したジャドママークと「社団法人日本通信販売協会会員」の文言の一体表記が困難なときには、次の範囲において分離表記を認めるものとする。

(1) ジャドママークの最小サイズは、清刷の最小サイズとすること。

(2) 「社団法人日本通信販売協会会員」の文字表記のサイズは、7級正体以上とすること。ただし、本会名の文字表記については、次のいずれかとし、本会へ届け出た正式な事業者名を併記するものとする。

①社団法人日本通信販売協会

②(社)日本通信販売協会

附則

- 1 ジャドママークに係る商標権等の権利は、本会が保有している。
- 2 本規則は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

〔第4条第4項に基づき定める遵守事項〕

正会員は、ジャドママークを使用するときは、事務局より送付された清刷または、ジャドママークのデータファイルからロゴを正確に複写して使用するとともに、次の事項を遵守するものとする。

- 1 ジャドママークは、一般消費者向けの通信販売の広告媒体にのみ使用すること。
- 2 ジャドママークは、清刷の最小サイズよりも、原則として縮小して使用しないこと。
- 3 文字は、原則として、清刷の最小サイズ(5ポイント)より以下のポイントに縮小して使用しないこと。